

厚生文教常任委員会

平成26年7月2日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年7月2日(水) 午前9時28分 開会
午前11時20分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西井 覚
副委員長 白石 栄一
委員 内野 悦子
" 増田 順弘
" 藤井本 浩
" 西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議員 岡本 吉司
" 吉村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和弥
副市長 杉岡 富美雄
教育長 大西 正親
市民生活部長 芳野 隆一
新炉建設準備室長 巽 重人
" 補佐 植田 和明
都市整備部長 生野 吉秀

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺田 馨
書記 中井 孝明
" 山岡 晋

7. 付議事件(付託議案の審査)

議第32号 工事請負契約の変更契約の締結について(葛城市クリーンセンター建設整備
工事)

開 会 午前9時28分

西井委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

きのうの本会議に引き続きまして、皆さん方大変お忙しい中、全員出席いただきましてありがとうございます。本日、議第32号の契約について審議してもらうわけですが、円滑に審議できるよう皆さん方のご協力をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員外議員の出席が、岡本議員と吉村議員でございます。

一般の傍聴の申し出が3名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

西井委員長 発言される場合は挙手をいただき、指名いたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

お知らせいたします。本日の委員会開催に当たり、理事者側より、新市建設計画事業推進委員会の副委員長である生野都市整備部長の同席についても申し入れがございましたので、副委員長とともにご相談させていただいた結果、これを許可させていただいております。委員の皆さんにおかれましては、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第32号、工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市クリーンセンター建設整備工事）を議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第32号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由を説明申し上げます。

平成25年2月の臨時会におきまして請負契約の議決をいただきました葛城市クリーンセンター建設整備工事の契約内容につきまして、自然公園法によります水平投影面積の縮小等により、プラットホーム等の地下化、既存リサイクル棟の解体及び焼却棟への統合、剪定枝受け入れヤードの廃止等の工事変更を行ったため、設計予算金額で11億100万円の増額となり、当初の請負率を乗じて9億9,144万円を増額契約金額とし、45億1,080万円を55億2,204万円に、また、竣工期日を平成27年3月31日から平成29年3月31日に変更し、請負契約の変更契約を締結しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 この金額ですけれども、当初から消費税の懸念があったもので、東日本の大震災等でなかなかこの金額も、また追加というふうなことも懸念されたときに、僕、質問させていただいていましたけれども、この金額、8%というのは変更金額に掛かっているだけでございますね。あと、今度10%とかなっていくときに、また増額というふうなことになるのか。ここを、11億円が予算額9億9,000何ぼになって、それに対しての8%ということですか。工事がほとんど進んでいない中で、今後のそういう懸念はないのかどうか、しっかり押さえてもうてるのかどうか。そこを答弁お願いします。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 西川委員の質問でございます。

以前も、当初の契約のときに5%というお話の中で、今回の増額部分が8%でございまして、旧の45億円は5%のままで、それ以降はこの契約のままでございますので、10%というところはございませんので、よろしく願いいたします。

西井委員長 よろしいですか。

西川委員。

西川委員 ないと言うねんやったらそんでええねんけども、さっき言うたように、工事がそんな進捗していない中で、それはもう一切認められへんよということですよ、今度。半分以上進んだあんなやったら業者もあれやけれども、ほとんど進んでいない中で、いやいや、こんだけまた10%になって、うち、材料を買うのどうやこうやと、そんなことはちゃんと押さえといてもらわな困りますよということです。それはそんでええ。今後10%になるのかならへんか政府は言うてませんけれども、なるとなったときに、うちは工事が平成29年まででっしゃろ。その間でその心配はないんやろなということ念をついているわけです。

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 西川委員からご心配いただいております業者の方の執行の状況でございますけれども、当初の契約をさせていただきまして、現在の進捗率が約15%というふうに聞いております。したがって、業者側からしたら5%で消化できました部分が15%で、あとの85%というのは、現在消費税が8%になりましても私どもの契約の5%の範囲の中での消化となるわけでございます。今回のこの契約につきましても、現在8%で契約させていただいておるわけでございますが、業者側からしたら、この施工が10%になる可能性もあるということでございます。県の許可等の進捗状況にもよるわけでございます。けれども、この契約につきましても、業者側からいたしましたら、その執行に当たりましては10%になる可能性もあるということは認識いただいております。その件に関しましても、私どものこの契約の5%、8%については変更はないという認識でございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 葛城市クリーンセンター建設整備工事に係る議第32号の工事請負契約の変更契約の締結について若干伺ってまいりたい、このように思います。

本変更契約は、平成25年2月14日の臨時会において、随意契約により、契約金額45億1,080万円、税抜きで42億9,600万円、竣工期日平成27年3月31日、契約の相手方、株式会社川崎技研ということで工事請負契約が議決されたものであります。これを、今回の変更によって契約金額を約10億円、22%もの大幅な増額の変更をしようとするわけであります。まずお伺いしたいことは、先般の補正予算において、継続費の内容では設計金額が11億100万円に増額されていたわけでありましたが、それが、この変更契約では増額分が9億9,144万円となっているわけでありまして、設計金額の90%ということでありまして、まず変更の内訳について、詳細はよろしいですから概要についてご説明いただきたい、このように思います。

それから、芳野部長は、このたびの変更契約の提出に当たって、投影面積の縮小等によりという形で簡単な説明をされましたが、私は、30年、40年に一度の迷惑施設とも言われる新クリーンセンターの建設ということで、この間、紆余曲折があったということは承知しております。いろんな理由があったわけでありましてけれども、部長の説明では投影面積の縮小等によりということでありまして、更に詳細な計画並びにその理由について説明を求めらるるものであります。

以上について、まずご説明いただきたいと思っております。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 白石副委員長の質問にお答えさせていただきます。

まず、変更内容、内訳概要でございます。お手元に配付させていただいております葛城市クリーンセンター建設整備工事費変更内訳でございます。ざっと概要でございますが、まず、一番上の造成工事につきましては、造成レベルの計画高の変更なり、造成範囲の変更、縮小なりで、プラスマイナスはゼロでございます。次の段でございます。建築工事の地上部でございますが、熱回収施設につきましては3億4,000万円の減となりますが、リサイクル施設が入ってきますので3億2,000万円の増となりまして、差し引き、地上部分につきましては2,000万円の減額ということでございます。それから、建築部分の地下部分でございますが、熱回収施設につきましては、地下部分にプラットホームが入ったことによりまして、およそ3億600万円の増額、それから、リサイクル施設もプラットホームに併設いたしますので、既存のリサイクル施設が全くここに来るということになりまして、リサイクル施設が全部ここに来ますので5億400万円の増額で、合わせまして、建築の地下部分が8億1,000万円の増額でございます。外溝工事につきましては、調整池の分がふえたりフェンスの延長部分が減ったりのプラスマイナスはあるものの、2,000万円の増額でございます。機械設備につきましては、熱回収施設につきまして、クレーンの能力アップなり煙突内の延伸なりで2億4,000万円の増額と、リサイクル施設の機械の能力アップなり、また減額部分につきましては、低速回転破砕機を減らした分で3,100万円の減額となりまして、合わせて2億900万円の増額、総計でいたしますと税込みで11億100万円の設計予算額の増額となります。

続きまして、今までの経過なり、それから理由なりを説明させていただきます。まず、平

成25年2月に、臨時会におきまして契約議決をいただきました。そのとき葛城市議会といたしましては、本臨時会において、循環型社会構築の推進を目指し、合併特例債、循環型社会形成推進交付金を有効に活用した上で、国定公園内であることを十分に配慮し、環境に優しいクリーンセンターをつくるということで、建設事業の早期実現を求める決議を可決いただきました。その上で、奈良県知事に対しまして、葛城市クリーンセンター建設にかかわる許認可について格別な配慮をいただき、本事業の建設事業及び稼動が早期に実現できることを求める意見書の議決をいただき、知事に提出いただいた経過がございます。その後も、県と市とプラントメーカーを含めまして協議を重ねてまいりました。その都度、2回の新クリーンセンター建設事業特別委員会と、その後の厚生文教常任委員会の報告を行って進めてまいっております。当初の川崎技研の技術提案は、1.78倍ということで技術提案をいただき契約させていただきました。その後、県との協議の中で、法を守る中で必要最小限の規模拡大というところでいろんな議論を交わす中で、るる縮小してまいったわけでございます。その中で、当初1.78倍が、3月には1.7倍になり、4月には1.5倍になり、5月には1.22倍になり、県の方も、どのあたりの倍率というので、かなり、協議の中で全国都市清掃会議の証明もいただきまして、全国的にも規模の小さい施設だという証明をいただいた中で県との協議もしております。その中で、8月20日に知事ヒアリングで1.0倍という検討を示唆したということをお知らせいただきまして、その後、プラットホームの地下化も検討し、最終、県の判断は、9月19日に1.0倍ということをお知らせいただきました。最終的にごみ投入プラットホームを地下化することになりまして、また、リサイクルセンターの施設もプラットホームと併設し地下化するというので、大幅な見直しとなり、設計金額等を見直すものでございますが、我々といしまして、施設の地下化に伴い金額が増高となることに関しましては苦渋の選択をすることにいたしましたのは、新クリーンセンターの竣工を望むべきものからでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 芳野部長の方からそれぞれご答弁をいただきました。まず、この変更の内訳についてであります。どのようなことが内容でということになりますけれども、基本的には、やはり地下化によって費用が増高したということはこの資料を見ても明らかだというふうに思います。建築工事の地下部分が8億1,000万円の増高になっている、その内容については、掘削土量、土の量がふえると、建築構造が鉄筋から鉄筋、鉄骨みたいな形に変更になる、さらには、この中にリサイクル施設が地下2階に設置され、この2階で選別等の作業がされることになってきているということ、あるいは、機械設備工事の中では、ごみのクレーンの能力アップという形で2億2,000万円がふえている、こういうことです。ほか、リサイクル施設の機械工事等がなくなりましたので、その分減っているとか、地上部の建設工事そのものが3億4,000万円減っているということによって、予算額において11億100万円ふえているということになります。やはり問題は、この変更に至る経過、その理由の中で、芳野部長が答弁されたように水平投影面積の縮小に伴ってこういう地下化という形になって、費用が増高する

ということになっているわけです。そこで、この点について、常任委員会として議論するのは初めてですので、改めて聞いておきたいというふうに思います。

地下構造になることによって、やはり耐震あるいは火災等の緊急事態によって、なかなか対応そのものが陸上部にあるよりも困難である、難しいということは素人にでもわかることでもあります。換気の問題、あるいは耐震性の問題、あるいは非常時の避難路の問題等々があるわけであります。この点、この内訳には当然書かれていないわけでありますけども、どのような配慮がされているのかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、やはり一番の問題点は変更の理由であります。当初、当初といいますのは昨年2月14日に工事請負契約の締結を行ったというところからでありますけれども、それまでの間の議論、あるいはその後のことについても、その後のことについては芳野部長から話がありましたけれども、やはり契約に至るまでの議論が私は非常に重要であったというふうに考えております。とりわけ平成24年9月7日の全員協議会、さらに平成25年1月22日、3月21日の新クリーンセンター建設事業特別委員会での議論、これは契約前の議論であります。このところで本当にきちっとした議論なり取り組みがなされていけば、私はこのような結果にはならなかったのではないかと、このように感じているわけであります。芳野部長のご答弁では、契約後の経過について、契約後ですよ、投影面積が1.78倍であったものが3月には1.7倍になった、そして1.5倍、5月には1.2倍になる、8月20日になって知事ヒアリングにおいて1.0倍が出されて、9月19日に1.0倍という形で県としては許可をするということに至っていると、進行形でありますけど、そういうことになってきたということであります。この点についても、ほんまに契約前の議論との関係からすれば、どうしてこういうことになったのかということとは、私は検証されなきゃならない。30年に一度、40年に一度、しかも迷惑施設で、この建設事業というのは大変海あり山ありで大変だということとはよくわかるわけでありますけれども、だからこそ、やはり十分な議論、準備をし、見込みをしてこの事業を進めていくということの大切さというものを、私は、今委員会が最後になりますので、やはり十分検証されなきゃならないというふうに思います。経過についてはこのように部長の説明のとおりであります。しかし、変更前の経過については省かれました。変更前の経過について改めてお伺いしたいことと、この1.78倍、1.7倍、1.5倍、1.2倍、そして1.0倍になってきている、これはもう大変な変更ですね。これはどうしてこんなことになったのか。契約前の全協での議論、あるいは新クリーンセンター建設事業特別委員会の議論では、想像も、まあ想像はしてはしましても、こういう結末になるとは到底考えられなかったわけです。その点について、市は最小限の規模の拡大ということを1つのキーワードに検討、協議をし、詰めてきたわけでありますけれども、規模の拡大になっていない、そのまんまである、そんな経過を聞いて、全く何をしていたんだと言わざるを得ないわけで、この点、改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。そして、変更契約の金額9億9,144万円、この設計金額に対する、これは90%ですけれども、どのような根拠で9億9,144万円になっているのかを確認しておきたいと思います。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 まず、施設の安全性の面からでございます。まず、耐震性につきましては、通常の耐震基準の1.0倍を地下部分、それから煙突部分につきましては1.25倍の強度で設計いたしております。また、避難経路等は、特に地下部分ですので2方路の避難経路、誘導路、それから、消防設備につきましては連結送水管、地上から水を送って地下部分に水を送る連結送水管を設備としてつけさせていただきます。また、防火水槽もつけます。それから、換気につきましては、通常の換気と、リサイクル施設なんかの特に粉じんの多いところにはスポット的に集じん対策を施しますし、当然、ごみピットの方は風圧で炉の方に送風いたします。また、施設の炉内の一番温度の高いところも換気設備をつけてまいります。

それから次に、契約前の経過でございます。まず、平成24年7月から建築に関する事務レベルの協議を開始いたしました。当時、自然公園法の解釈の中で、今、白石副委員長がおっしゃっております必要最小限の拡大ということで県の方も考えて進んでおったわけでございます。その後、その年の平成24年11月30日から県と市の部長の協議を開始させていただきました。当時、自然公園法の解釈の中では、既存の同一規模、もしくは先ほど申しました必要最小限度の拡大という2つの考えがありまして、県といたしましては必要最小限度の拡大、また、これに伴います知事裁量もあるということもありましたので、その辺で議論をずっと重ねていったわけなんですけれども、契約時には川崎技研の1.78倍の技術提案からスタートさせていただいたわけなんですけれども、そこからどれだけの規模を縮小できるかということで、プラントメーカーも含めた中で設計協議を進めてまいったわけでございます。その中で、県の1つの目安としては、1.5倍という、定かではないんですけれども、その辺の基準もあるのかなというふうな中で進めておったんですけれども、その辺がなかなか基準のないところございまして、どこが落ち着く倍率なのかというところで、できるだけの縮小ということで最終1.22倍になった先ほどの経緯でございます。しかしながら、最終、知事の判断となりますと、法的にどのような議論にも負けない1.0倍という結論になったわけございまして、先ほども申しましたように、我々に関しましては、1.0倍になることによって安全面は確保できますけれども、金額が増高になることに関しましては苦渋の選択ということで、新クリーンセンターの竣工を望むべきものですのでこの設計になったということでございます。

それから、変更の金額でございますが、当初の45億1,080万円のところは設計金額の請負率がございます。それと同様に、今回は特に入札もございません随意契約でございますので、11億100万円の設計金額に前回の請負率、同率の請負率を掛けさせていただいて、9億9,144万円と決定させていただきました。

以上です。

白石副委員長 それで90%やってんな。

芳野市民生活部長 細かくは90.076%でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 芳野部長から一定詳細なご答弁をいただきました。いろいろな、地下化になることによって、施設、設備そのものの安全性の問題についてもご答弁をいただきました。それだけ

じゃなくて、やはり先ほども申しましたように、リサイクルセンターを含め地下に入っていくということで、2階がリサイクルセンターとしての役割を担うということで、破碎機あるいは選別のラインがあり、これは職員が仕事をするという、そういうところになります。もちろん、災害時の対策、対応について今説明をいただきました。労働安全上のようなことをご配慮されるのか、この点についても追加してお伺いしておきたい。そういう法的な規制があるのか、ないのか。あるいは、ある、なしにかかわらず、地下2階で作業するということに対してどのような配慮をされているか、お聞かせいただきたい。

それから、芳野部長の方から、昨年2月14日の工事請負契約以前の議論の経過について簡単にご説明いただきました。私はこの点をもう少し掘り下げて、どういう議論の経過をたどってきたのか、行政として、議会として、どのように進捗に対してかかわってきたかお話をしたい、このように思います。

補正予算の議論の中でもお話ししました平成24年9月17日の全員協議会における議論であります。これが私は非常に大事じゃないかというふうに思います。芳野部長は、平成6年4月1日付の環境省の通知、国立国定公園内における廃棄物処理施設の取扱いについて、以下のように説明されていたと思うんです。自然公園内の特別地域内において、廃棄物施設の建設は、自然公園法上の許可は原則として認めないということである、この通知の内容がそういうことである。しかし、通知の第二、一般廃棄物を処理するための施設では、ただし書きがあって、廃掃法により、一般廃棄物の処理は市町村が行うべきものとされていることから、公園区域外において処理施設を設置することが著しく不合理な場合においては、施行規則第11条第35項に基づき基準の特例の検討を行うものとし、国定公園にあつては、都道府県知事が認めて指定した特別区域において行われる法第20条第3項各号に掲げる行為については、都道府県知事はそれぞれ当該基準の特例を定めることができるとされていると、そして、この規定により、基準の特例を定めることによって県より許可をもらえると、このように説明しております。この点、芳野部長の方から、当時室長だったんですかね、確認しておきたい。葛城市はその説明の中で、旧當麻町、旧新庄町の焼却施設が30年、40年という形で老朽化しているということである。第一の候補であった新庄クリーンセンターでは住民合意が得られなかったということで、第二の當麻クリーンセンターということで今来ている。しかし、その間であつて、その他の選択肢も言っているわけですね。例えば、平野部では非常に困難であること、山間部においても急傾斜地あるいは水源地等があつて困難であると、こういうことからすれば、法の規定、特例を定めることによって県より許可をもらえる、こういう根拠にしているわけですね。そして、事前協議についてはどのように言っていたかと言いますと、現在、県自然環境課との事前協議の中で、既存施設の建替えの承諾はいただいております、というふうに全員協議会では明言しているわけでありまして。さらに、本申請については、入札後、決まった業者との契約後、本申請は来年の夏前ごろになると、こういうふうに説明しております。これはもう間違いのないことだというふうに思うわけです。そして、この全員協議会の中でこういうやりとりがあるんですね。當麻環境を守る会が発行したビラに書かれていた、県の協議もなし、できていないとの指摘について、協議はまだだが事前協議は行

っているとの説明をし、さらに下村委員の質問に対して、室長だったと思うんですが、これは下村委員の質問です、「順調に進んで、最終的には県知事の許可を必ずもらえるということによろしいですね」、こういう詰めの質問をしているんですね。それに対して、「はい、そういう解釈をして十分結構だと思います」、こう言っているんです。このときに1.0倍だったら大変なことなんですけれども、その時点でもう既に、2月14日の工事請負契約締結の条件において、「知事の許可は必ずもらえるということによろしいですね」ということに対して、「そういう解釈をして十分結構だと思います」、こういうふうにはっきり言っているわけがあります。さらに私は、この協議会の中で、質問というわけではありません、発言をしました。この間の経過やそのときの全協での説明を受けて、「本当に順調に行くのか心配がある。不安でかなわん。この間、議会は行政、原課に対してケツをたたいてきた。事前協議なり手続をきちっと、先々を見越してやってもらわなかったらあかんでしょ。森林法や砂防法、あるいは県の景観保全条例があることはわかっていることだ」と、このように発言しました。別に答弁を求めなかったわけですけども、求めていなかったんですが生野部長は、「都市計画の変更も十分県と事前協議をさせていただいたわけでありまして、自然公園法に対しましても十分な協議をいたしておいた」と、このように答弁をしているんですね。これは何を以て十分協議したと言えるのか。私はこの点、やっぱり部長や室長の説明を信じて、必要最小限の拡大、そのときは出ていませんでした。我々の認識では1.7倍という認識でございました。しかし、その数値もそのとき出ていなかったかもわからない。それが十分な協議の結果このようになったというふうに認識してきたわけでありまして、その点、そのとき部長や室長はどのような認識でこういう説明をされてきたのかお伺いしたい。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 今、副委員長のご質問でございます。

私が申した件についてでございます。都市計画の変更についてでございますが、私が都市整備部理事時代の平成23年から都市計画の変更に関わったわけでありまして、それにつきましては、旧の0.9ヘクタールから2.2ヘクタールに都市計画の変更を行ったということでありまして、都市計画の変更につきましては市の変更になるわけでありまして、県の関係各課と都市計画として当然協議を行ってきたわけでありまして、その当時、0.9ヘクタールから2.2ヘクタールに変更するときにつきましては簡単な平面図をいただいたわけでありまして、その中で関係各課と事前に協議を行って、都市計画の決定につきましては、私が市民生活部長に異動になってからの平成25年4月に都市計画決定をさせていただいているわけでありまして、その中でも、県の自然環境課につきましても自然公園法の関係を協議しておいたということでありまして、先ほど来、芳野部長が申しておりますように、既存建物の建替えに当たるということで、建替えに関しましては自然公園法の中で許可ができるものという中で来とったわけでありまして、そのときにつきましては、当然、建物の規模等につきましても議論は当時なかったわけでありまして、そして、その自然公園の中で、先ほど来、当初の1.5倍につきましても、芳野部長の方から先ほど答弁の中で申したと思うんですけども、必要最小限の拡大の解釈の中で1.5倍ということをお願いしたと思うんですけども、

私どもが1.5倍というものにつきましては、それはと申しますと、開発に絡む部分の既存施設の建替え等については、既存の建物の倍率を1.5倍以内という中の開発の中で解釈する数字があるわけございまして、それに基づきまして、県の方に、先ほど来と1.78倍でスタートしたわけございまして、その1.78倍の中で1.5倍ということで、開発の中では、建替え等の場合、1.5倍までいけるんじゃないですかという中で1.5倍というこの話し合いをしていたわけございまして。それにつきましても、葛城市の顧問弁護士、県の顧問弁護士等も、法上の解釈、必要最小限の解釈として1.5倍ということで来ておったわけございまして。ただ、その中で、必要最小限の拡大の中につきましては、機能を維持してというのがもう一言あったわけございまして、機能と申しますのは、當麻クリーンセンターの機能は20トン炉でございましたので、機能が20トンの場合につきましてはその倍率でもいけるという法的な解釈もあったわけございまして、今回の場合、機能は20トンから50トンに、2.5倍になるということで、当然、議会の中で、たしか平成25年3月の新クリーンセンター建設事業特別委員会でも話をさせていただいたわけございまして、その中で、機能を縮小すると問題なく必要最小限の拡大で建てられるということの中で、当然、機能を縮小した場合につきましては葛城市のごみ焼却ができないということの中で、機能は20トンから50トンに上げると、その中で、建物については最終的に県といろいろ協議をしておった中で、最終的に、1.0倍になると機能は問わないということの結論の中で1.0倍になったというような経緯でございまして。

以上です。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 白石副委員長がおっしゃっておられます平成24年9月の全員協議会の法的な解釈なんですけれども、当初、県の方も自然公園法の中で建替えは可能ということで、それが平成6年通達で、それ以降は新築はできませんよという話の中で進めておりました。当然、既存施設の建替えはオーケーなものですので、それまでは道路の方も自然公園法の許可をとり、進めておりました。ただ、進める過程の中で、最終的に建築は、建築のときに申請協議をしてくださよということになっておりましたので、一番最後になっておりました。まずは道路の方からの許可、それから造成、それから建築に移ったわけなんですけれども、当時、まだ建築の方の面積とか業者も決まっておらない中での県の判断だったと思います。その後、業者も決まりました、建築面積も決まり、それから協議に移ったわけなんですけれども、生野部長も申しましたように、一番初めはやっぱり、県の判断としましては必要最小限の拡大という解釈の中で進めておったわけなんですけれども、それが言いました1.7倍から1.5倍、1.2倍というふうな面積推移があったわけなんですけれども、最終、知事判断で1.0倍になったという過程でございまして。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 改めて、生野部長並びに芳野部長から答弁をいただきました。契約前の審査では規模については何ら協議をしていない、建てられるということは建てられるということやと。しかし、我々は、どういう性能、機能のものを建設するのかというのは最初からわかっている

話じゃないですか。25トン炉を2基建築するという事です。リサイクルセンターは今の場所です。やはりそのまま使って、内部の設備、機械は更新してやっていくということの既定の方針で来ているわけじゃないですか。我々は、議論の中で、ちゃんとした機能を発揮できるようにするためには、ちゃんとした県との協議において、十分そういう機能を発揮できるものができるということを前提として話をしているんじゃないですか。今の話でしたら、もうそのときから1.0倍やったら、何の規模の問題でもないねんね。必要最小限の規模の拡大ということだけで、結局拡大にはならなかったけども、そういうことが前提でされていた。そういうことがわかっているならば、当然、その他の選択肢も含めて、これは議会として、行政としても、理事者としても考えていたはずだというふうに思います。

平成25年1月22日の新クリーンセンター建設事業特別委員会です。どういう協議がされているか。これは生野市民生活部長ですけども、12月17日月曜日に、県のくらし創造部の影山部長、上山次長、長尾次長ほか県職員3人と、葛城市側として芳野室長、巽補佐と、技術提案に基づいて自然公園法による許認可についての協議を行った、ということですね。ここで、初めてですけども、今言われている必要最小限の規模の拡大と考えている旨の説明をしたと。県もこれを受けて、この最小限をもっと説明できるように、1社に見積依頼をするときに一番性能がよくて一番コンパクトになるような仕様にするようにという指導がございました。また、全国の過去5年間で施工されました葛城市と同等規模を調査し、それよりもコンパクトにするようにとの指導があったということですね。そのことに対して調査の結果を言っております。長野県と岐阜県、兵庫県、合計4つの同等規模の施設があると。その中で一番小さい岐阜県の36トンの炉で2,344平方メートルということになっていると。そういうことですから、葛城市の25トン炉2基の建築面積につきましては、今の段階では1,960平方メートルを予定しておりますので、いずれもこの面積より小さくなっておりますという形で、これらをもって2月14日の工事請負契約に突き進んでいっているわけでありまして。さらに、この委員会では、やはり行政に対して早期実現を求める決議をする、県に対しては、民主党の議員がとやかく言わんように、葛城市議会の意思を意見書として示すんだということを半ば決めていっているんです。そして、2月14日の臨時会において、契約議案の議決の前に推進を求める決議をしているわけでありまして。1.0倍なんて全く眼中にないわけでありまして。それを証明しているのが3月21日の新クリーンセンター建設事業特別委員会での議論であります。ここで、これも生野市民生活部長の説明ですけども、「県との協議について簡単にご説明申し上げます。2月14日に契約決議いただきまして、その後、県の方と自然公園法の許可の申請に関しまして、県くらし創造部長を筆頭に県関係職員と協議を行っているところでありますが、以前から申し上げますように、6月を自然公園法の許可の本申請のめどといたしまして、プラントメーカーの川崎技研と、自然公園法にのっとり必要最小限の拡大規模にとどまるよう設計協議を行っているところであります」、これから4回目の協議を行うんだということを説明し、後、議論に入っています。その議論の中で生野市民生活部長は、「必要最小限という中での自然公園法の許可に対する申請書ということでございますので、現在プラントメーカーの川崎技研に、再度設計等の中で、当麻クリーンセンターを1として

今後の新クリーンセンターを1点何にするかというところの詳細な今協議を行っている」というわけですね。このようにも説明し、議論の中で下村委員が質問をしています。「今現在、現存しているクリーンセンターよりも、面積はある程度広くなるわけですね。ということは、自然公園法に絡んできて、恐らく許可は出ると思うんですけども、もしも、もしもですよ、今まで既存の面積でやってもらわないとやはり困るということになってくると、川崎技研と契約を交わした分がまた再契約ということになるのと違うかな」と、規模が縮小になった場合という、規模が逆に縮小になった場合のことを質問して、この場合、縮小したら契約をやり直さんなん、契約金額が小さくなると、こういう意図で質問をしているわけですね。このことに対して市長は、平成21年から県と協議してきているということを前提にした、「我々の感触としては、もともと県を通じてこの事業の進捗を図らせていただいておりますので、事業所の規模というのは若干の大小というのがあると思いますけれども、1でしなさいよということはある得ないというふうに思っております」、このように答弁しているんですね。ただし、万が一、これは万が一の話ですけどねということで、「これから県の感触を確かめながら進めさせていく」と、こういうことであるわけです。そして、このことに対して、減額になった場合ということで生野部長は、「減額の変更契約の議決をいただくということになる」というふうに、こういうふうにもまで答えているんですね。地下構造なんて全然考えていない。先ほど、機能は25トン炉2基、これは全く変えないと言っているわけですから、これは基本的には減額なんてあり得ないんですけども、このように減額の変更契約もあり得るんだということを言っているわけですね。私たちは、契約前の全員協議会や新クリーンセンター建設事業特別委員会の議論、工事請負契約の段階における説明、その後の委員会での議論、これをやはり議会として真摯に受けとめて、快適な住民生活を維持するために必要な施設だということで推進してきたわけでありまして。しかし、議論の中身と結果が全く乖離して、万が一の1.0倍になってしまった。その結果によって、9億9,000万円、約10億円の負担増が市民、市財政にかかってきているということなんですね。いろいろ節目があったと思うわけでありまして、とにかく當麻にある既存の施設があったところで施設をつくっていくということの方針だけは一貫して変わらずやっぱりやられてきたということは、如実にこの議論の経過を見れば明らかであると。もう皆さんご承知のように、この廃棄物の施設をつくるに当たって実施計画なんていうものをつくりましたね。その案では、第一候補というか、新庄のクリーンセンター、當麻のクリーンセンター、そしてその他の施設、こういうふうになりました。こういう状況の中で、いろいろ節目節目の議論の中で、新庄のクリーンセンターがだめになった、當麻のクリーンセンターになってきた、しかし、自然公園法との関係で非常に困難な状況になってきたといったときに、実施計画に書かれていたその他の場所について検討した、そういう経過があるのか。それは1点だけ出ているんですね、全協での説明で。平野部では困難だと、住居が密集している、山間部は急傾斜で、また水源地になっていて難しい、こういうことは言っているんですけども、そういう議論をした経過があるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 白石副委員長が今までの経過のお話をされました。今回、1.0倍、県知事がここまでであるならば責任を持って許可いたしますというところまで来ていただいた。そこまでの議論がどういうところであるならば許可し、ここだったら許可できないとかというのがなかなか議会、議員の皆様に見えてこなかったというところで議論はしていただいているんだというふうに思いますけれども、今、私も白石副委員長のお話を聞きながら、経過の話で、これはじゃあしておこうかなというふうに思ったのが、平成20年11月に私が市長になったときに、県を通じて国の方から、この地域循環型社会形成推進事業は、もう葛城市としてはやめられるんですねという問い合わせがありました。どういうことか確認いたしますと、私はそれまで議員でしたから中身は知らなかったんですけども、平成19年、平成20年と国の方から補助金がついておった。地域循環型社会の補助金が葛城市についておったそうでございますけれども、予算に計上されていなかったということでございます。それで、私が市長になったときに、国、県の方から、この地域循環型社会形成の推進事業について、葛城市はこの事業を推進するのかどうかということをおっしゃいました。3分の1、国の補助金をいただきながら、合併特例債を使ってやらなければならない事業、これはこのまま事業をストップするには忍びない、ぜひこのまま事業を続けさせていただきたいということをお願いして……。

(発言する者あり)

西井委員長 ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時59分

西井委員長 休憩前に続きまして会議を行います。

市長。

山下市長 いろいろご説明申し上げましたけれども、場所の判断等につきましての答弁につきましては、部長の方から答弁をさせます。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 ほかに場所がなかったのかということでございます。既存の施設の活用は、すなわち建替えは、用地の問題やインフラ整備の点でも有利でございます。第一候補の新庄クリーンセンターの場所で建設を断念いたしまして、第二候補の當麻クリーンセンターでの整備となりました。第三の候補地となりますと相当な難関も考えられますので、当然、第二候補の當麻が建設に関しましては賛成されておりましたので、そこで建設の方に邁進させていただいた現状でございます。また、補助金に関しましては、平成19年から平成25年の7カ年の地域循環型社会形成推進事業を進めてまいっておったんですけども、折しも合併特例債が5年間の延長を見まして、それと、実際にはもう既に7年の事業を経過したんですけども、次の延長も5カ年していただきまして、平成26年から平成30年という、あと5年延長をいただきまして、現在進めてまいっておる次第でございます。

西井委員長 白石副委員長。

簡単に、内容に沿った発言をよろしくをお願いします。

白石副委員長 芳野部長からご答弁をいただきました。市長が答弁を取り下げた、芳野部長にという

ことですのであえて言いませんけれども、経過はもっとも前からあるわけで、それはここでは言及しないことにします。

私が言っているのは、基本的にはやはり地方自治体の役割として、最少の経費で最大の効果を上げるという役割があって、そのことが、議会として、委員会として、審査における重要な点として私たちは見てきているわけであります。この間の工事請負契約、2月14日はやったけれども、その前後、この間において、私は本当に自然公園法という網の中でのたうってきた。私自身が全員協議会で言ったように、不安でたまらない、心配だ、そのとおりになったんじゃないですか。1.0倍というのは万が一、考えられへん、基本的には最小限の規模の拡大なんだ、それやったら、もっともって議論していく中で選択肢があったん違うんかいと、こう言うてるわけやね。芳野部長はこの一般質問の中でもそのように答えてきた。こういう結果になって、ほんとにこれまでの経過を、私は、これからの新市建設事業計画を進めていくに当たっても、やはりきちっと参考にしなければならないし、この施設が30年、40年稼動していくということになるわけですから、この施設を計画し、つくっていくに当たって、議会でどういう議論をしたんだと、どういう提案があって、どういう判断をしたんだということは、これは残されていくわけです。私はこのことをやはりきちっと参考、教訓にしなければならないと思うから、きょうはあえてこういう問題を取り上げてやっているわけであります。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 冒頭に、昨日の本会議で私は、こういったことを進めるにおいて、もう少し時間をとって市民に説明責任、また情報を提供して進めないで将来大変なことになりますよということで、きのう反対させてもらった。そういった流れの中で質問をさせていただきたいというふうに思います。今、白石副委員長との質疑を聞いている中で、ちょうど大事なところの部分が私も議論に参加していない時期でございましたので、ちょっとレベル的に低くなるかわかりませんが、お許しいただきたいというふうに思います。

まず、県との協議の1.7倍から始まって、1.5、1.2、1.0、こういうふうに来ました。これは県もちろん、また市もかなり苦慮されたというのが想像もできるし、実際にそうだっただろうというふうに思います。単純にお聞きしたいんですけど、このようなケースは全国にあるのか、なかったのか。ないからこれだけがかかったんやろうというふうに私は考えているけども、自然公園法の問題、地下構造になるという、こういうふうな問題、問題というのかこういう進め方はなかったというふうに考えておりますけども、それをまずお尋ねしておきたい。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 私の聞き及んでいるところでは余り聞いていないんですけども、国定公園内、国立公園内などでは、例えば離島なんかでは例はあるようです。ただ、現在他でこういう、というのは特に聞き及んでいません。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 聞きたかったのは、全国に例がない、類を見ないことを今、葛城市が努力もされている、これは私も認めます、やろうとしているんだということをお尋ねしたかったわけでございます。それはもうそれで簡単で結構です。

それと、こんな聞かんとこうと思っていただけ、さっき出てしまったので、場所の選定について、休憩時間も挟んでだけでも、そのとき新クリーンセンター建設事業特別委員会等が出てきたと。私、このときはおりました。第一が新庄で、第二が當麻で、第三が候補地を探すと、こういうお話から始まったのも、この辺までは記憶しております。今、私の中で、平成21年度までは何も進んでいなくて、ここから残りの期間を見ると早急にせなあかんと、他の地域を選定する余裕がなかったと、このような言葉が聞こえたわけでございます、この委員会室の中で。例えば、気持ちとしてお聞きしておきたいけども、期間に余裕があんねやったら、他の地域のこういう自然公園法の中で県との協議をする、また予算というものもようけ使わなあかん、こうなんねやったら、時間があれば他の地域というものを、逆に言えば、時間がないから探せなかった、時間があれば探したのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 もしとか、たればで言われても、私らによくわからないですけども、最善やと思われるところに対して議会にお諮りをし、皆さん方から了解を得て進めてきているということでございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 深く追及は私はもうしませんけども、第三の候補地という話もあったのはあったわけすな。どなたのことかとは言わないけども、時間がないのに、そういう選定する余裕なんかなかったという発言がございましたので質問をさせていただきました。

次、ちょっと低いレベルになるかわからないんですけども、新炉、いわゆる新しいクリーンセンターを建設するときは、やはり迷惑施設でございますので、どこの市町村でもやはり議会で問題になる。すーっといっているところという方がないぐらいやという認識があります。それはそうかなというふうに思います。予算のことについて先ほど来から出ていますように、契約のとき私はおりませんでしたから、あるまちの市議会でのやりとりなんかを見ていますと、炉というのは何でこんな高いねんと、1日のごみ処理1トン当たりの建設コストというのが5,000万円以上かかっているやないかと、こういうふうな発言が、関東でしたけど、あるまちの議会の中で出てまいりました。炉といえどもいろんな方式があります。また大きさによってもありますけども、こんな値段なのかな、標準でどれぐらいなんやろなというふうなことを調べていたら、ある研究されている、研究というか書物というのか、その紹介の中にも、日本の焼却炉は高いと、こういうのが出てきて、諸外国に対して日本の国内の建設費は非常に高いものとなっていると、こういうところから始まるんですけども、これを見ても、1日のごみ処理量1トン当たり5,000万円以上かかっている、5,000万円ぐらい、こういうふうな記述がありました。グレードにもよるし、いろいろなことによって違う、大き

さによっても違うというのはわかっているんですけども、これでいくと葛城市の場合、今やろうとしている1日のごみ処理量1トン当たりの建設コストという予定される分は、単純に言うたらすぐ計算できますけど、幾らになるのかというのと、全体から見ると11億円ふえるという部分、これは地下構造になるので高くはなるやろけども、どんな位置にあるのか、お教えいただける範囲まで教えていただきたい。簡単に言うと、50トンを作るのであれば、5,000万円やったら25億円やから。しかし、こんなんは大きさによって違うとわかっているんですよ、小さくなればなるほど高くなるというのは。そういう情報というのか、ものを見ましたので、奈良県下の分だけでも、例えば最近建てられたところはこんなんやというのがあれば教えていただきたいなと、このように思うんですけども。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 私の知っている限りなんですけれども、一応1トン1億円というふうには聞き及んでいます。ただし、焼却炉のみですので、リサイクル棟とかは別の費用になると思います。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 聞いたら余計にややこしくなってんけども、後で結構ですので書いてあるものを、私は1トン5,000万円というのは日本の平均的になるねんというものを見たからこうして聞いているんですけど、逆に1トンが1億円やというものを聞き及んでいる、何かあれば見せていただきたいと思います。今すぐには出ないと思いますけども、奈良県下で最近つくられたものから大体そういうのは出てくるだろうというふうに思いますので、11億円というものが、約10億円余りが地下構造になると、これは高くなるとわかっているんですよ。その以前の問題としてのお話というものを、知識として、進む中で知っておきたい、このように思っております。

それと、この前の定例会の中での厚生文教常任委員会の中でもお聞きしたんですけども、環境省が出しておりますこれからのごみ処理施設のこうあるべきだというところで、私も勉強不足なところは確かにあるかと思うんですけども、3分の1補助から2分の1補助に変わってきている。2分の1補助になろうと思うと、その文章を読んでみますと、このたび、従来の交付率3分の1メニューに加え、高効率発電が達成可能な場合について交付率2分の1とするメニューを追加し、市町村の選択というものをふやしたものであると、こういうのが環境省の指導のもとで行われている。しかし、結果として見ると、小規模の施設ではなかなかこれが取り組みにくいという結果になっているかというふうに思います。発電効率といって、例えば150トンから200トン以下を15.5%とか、200トン以上は17%、葛城市の場合は100トン以下ということになるので、12%という発電効率が必要になるかというふうに思うわけですけども、聞こうとしているのは何かと言うと、やはりこれから災害時に備えたクリーンセンターの機能ということがここでもうたわれております。まさにそのとおりであろうというふうに思います。節電等、電気のそういったエネルギーの問題がある中で、このクリーンセンターを利用した発電というものに積極的に取り組みなさいよという環境省の考えは、それはそれでいいけども、聞こうとしているのは、これに対して取り組みをされたのか。取り組みと言うているのは検討されたのか。それとも、いやいや、しようとするややはりこれは面積、

容積というのかな、設備もかなり必要になってくると思うんです。だから、そういうふうなことについて全くされなかったのか。あと、自然公園法の問題があるからそんな余計なことはでけへんというものであったのか。その経緯について確認させていただきたいというふうに思います。

西井委員長 市長。

山下市長 きょうは傍聴でも前の新クリーンセンター建設事業特別委員会の委員長もいらっしゃっていますけども、いろいろと新しいそういうエネルギー効率をよくしてほしいと、ずっと議会の方からも要望がありましたし、高槻の方に行って市民組合で見てバイオコークスの検討もさせていただいたり、さまざまな検討をした中で、最終的に24時間炉ではないということと、小さな炉であるということと、最終的にこのような形で自分のところのクリーンセンターの中で使うエネルギーに還元していく、また、水蒸気を軽減させるための装置に使っていくという形で落ち着いたというところでございます。さまざま検討させていただいた結果ということでございます。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 これも昨日の本会議と同様に反対の立場で討論をさせていただきたい、このように思っております。

冒頭から申し上げているように、こんな大事なことをする、また、先ほどきょうの質問もしましたが、全国的に余り例のない、類を見ないことをやろうとしている、それを本当に市民の方は知られてない。県と一生懸命協議をされたら、きのうも同じことを言っておりますけども、県と一生懸命協議をされている。せやけど、抜けているのは何かと言うと、やはり市民との話し合いというものが私は欠けていると思います。時間をとってでもしなくてはならない、これは1つの必須だというふうに考えております。11億円というお金、今回、6月定例会の中で13億円ぐらいですか、給食センターの建設費として議決させてもらいました。これも一生懸命時間をかけて考えて、13億円というものが、13億何ぼと、何がしという、幾らというものの工事請負議決もさせてもらった。今回、議会に出てきたのは先月のもう10日過ぎ、委員会が出てきたのは20何日、で、今これを議決、これは余りにも市民をほったらかしている、暴走しすぎている、私はそういう認識を持っておりますので反対させていただきます。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。本日の審査項目は以上であります。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。ないようでしたら委員外議員の発言を終結いたします。

本日9時半より、重要な問題で、どれがどうするかとかいうことで、大変白熱した議論の中で会議をしてもらいまして、どうもありがとうございました。また、まだまだ我々、私自身が頼りない委員長ではございますが、皆さん方のご協力をよろしくお願いいたしまして、これにて委員長の挨拶にかえさせていただきます。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時20分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西 井 覚